

9/17  
西方五

# 公聴会は儀式ではない

## 横浜 参考人、参院の良識問う

政府・与党が戦争法案の

広渡清吉・前日本学術会

セレモニーにすぎないなり

責務だ」と述べつつ、専門

案」と訴える人々がホテル

前田野区から2歳の

藤谷南子さん(32)は、「反

締めぐる総括質疑をおこなう」と提案し、强行採決を狙うなか、参院安保法

充実させようというために

い」と述べ、鴻池洋輔委員

長が職権で締めぐる総括

質疑の開催を決めたことに

強く抗議。「公聴会を開い

が通れば軍事が優先する

(社会になる)。『どうして

大学が軍事研究をしないの

か』という議論が押し寄せ

てくることを恐れるから、

対している人たちは、きち

議会長は、「公聴会は、こ

は、私はあえて申し上げる

家の意見に耳を傾けようと

しない安倍政権の姿勢につ

いて質問しました。広渡氏

は「反知性主義を感じる」

と指摘。「もし、この法案

が通れば軍事が優先する

(社会になる)。『どうして

大学が軍事研究をしないの

か』という議論が押し寄せ

てくることを恐れるから、

対しては、事実を知つ

れからもと法案の審議を

意見を持ち合わせていな

い」と述べ、鴻池洋輔委員

長が職権で締めぐる総括

質疑の開催を決めたことに

強く抗議。「公聴会を開い

が通れば軍事が優先する

(社会になる)。『どうして

大学が軍事研究をしないの

か』という議論が押し寄せ

てくることを恐れるから、

対しては、事実を知つ

が16日午後開かれた横浜

聴会が終わる午後4時す

市内のホテル周辺では、午

きまで「强行採決絶対反

対」の声を上げつけま

す。やたらと脅威をあおる

ような社会を変えたい」と

話しました。

## 会場前でも抗議行動

東京都田代区から2歳の

次男を連れて駆けつけた近藤香南子さん(32)は、「反対している人たちは、きちんと勉強して、事実を知つたうえで声を上げていま



地方公聴会会場前で抗議する人たち=16日、横浜市港北区

見が相次ぎました。

水上貴央弁護士は、「公

員は「公述人の声を審議に

↓陳述要旨②面

聴会が採決のための単なる

生かむこと」そわれわれの

9/17  
まみ

## 参院安保特 地方公聴会での陳述

前日本学術会議会長

廣渡 清吾 氏



「安全保障関連法案に反対する学者の会」の一人です。現在法案に反対する学者の賛同者は一万三千人、1997年大学で法案反対の有志の会が結成されました。普段政治活動になじみのない学者のみならず、学生、子育て世代など国民の全階層に反対運動が広がっています。その理由は、日本国家社会の柱である平和主義・民主主義・立憲主義が危機にあり、法案が成立

すれば、國の形が根本的に覆されると考えるからです。

現在の深刻な問題は、国会の多数派と國民の多数派のねじれです。主権者國民は国会の多数派に全くの白紙委任を与えてはいけない。

とは、民主主義の形骸化であります。國民の民意に耳を傾け

る」とが、政治家の責務です。

とは正反対の「武力の積極的

使用」を意味します。武力行

使は人を殺傷し、当の自分が

殺傷されることを含むもの。

戦後、日本国憲法が確立し

た「個人の尊厳」の原理と同

立しません。さらに武力行使

をすれば国際紛争は解決せ

ず、逆に問題を生むどころ

ヨーロッパに押し寄せる難民

問題が示しています。

安保法案を强行採決し、米

国との軍事同盟を強化する道

は、日本国家の高い志と道義

性を否定するものです。

全ての議員が國民の代表として、國民の反対と不安を自分自身で認識し、法案の違憲性を判断して廃案をしていただきたい。

安保法案は、安倍首相の

## 国の形が覆される

「積極的平和主義」の名の下に、自衛隊を武力行使する「軍隊」として世界に派遣し、自衛隊員が「人を殺し自ら殺される」事態をつくり出すものです。まさに平和主義とは正反対の「武力の積極的使用」を意味します。武力行使は人を殺傷し、当の自分が殺傷されることを含むもの。

戦後、日本国憲法が確立し立しません。さらに武力行使をすれば国際紛争は解決せず、逆に問題を生むどころ

ヨーロッパに押し寄せる難民

問題が示しています。

安保法案を强行採決し、米

国との軍事同盟を強化する道

は、日本国家の高い志と道義

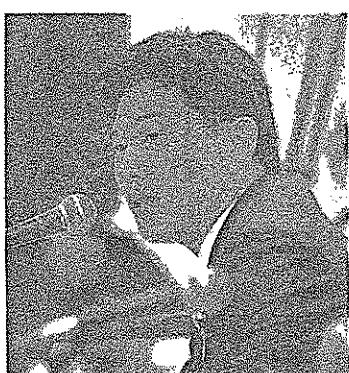
性を否定するものです。

全ての議員が國民の代表として、國民の反対と不安を自分自身で認識し、法案の

違憲性を判断して廃案をしていただきたい。

弁護士

水上 貴央 氏



私たち公述人が公聴会に参加したのは、一人ひとりの國民が民主主義の一端を担って、この國の民主主義に希望をもち、一方でその後の(16日で審議終局と決めた)理事会を見るところからです。実

際には、他の國の武器等を自衛官が武器を使用して守られるという自衛隊法55条の2

かうです。

私は15日の中央公聴会を見たのですが、一方でその後の(16日で審議終局と決めた)理事会を見て、この國の民主主義

は、アーリスのイースト艦を武器を使つて守られるという規定であります。自衛

隊ではなく、自衛官個人がアメリカのイースト艦を武器を使つて守られるという規定であります。もしも、わが國が組織的

にやつといふとすれば明確に武力の行使となる。だから武

力の行使と言われないためには、自衛官個人がやつしたこと

にしなければならないのです。

## 参院は審議尽くせ

しかし本文に「自衛官」と書いたからと言つて本質が変わるのでしょうか。實際は明らかに武力の行使です。

さうこの場合、(わが國の存立が脅かされた場合に集団的自衛権を行使すると)新3要件のそばりはなく、「存立危機事態」には認定されません。つまり、これ

はフルスペックの集団的自衛権です。明確な違憲の条文で

は、国会は立法するといひべく、政府に田舎委任を与える場ではない。ここまで重要な問題が審議で明確になった状態でも、法案を通すならば国会の存在意義はありません。単なる多數決主義であり、民主主義ではありません。

参議院が、良識を放棄したと國民に判断されないためには、今までにしっかりと審議をしていくべきです。